

京大生逮捕について

【ご質問】（投稿日：2017年11月2日）

10月31日に京大生が逮捕され、容疑は職員の首を押さえたことによる公務執行妨害であると報道されている。

私は本件は不当逮捕の可能性が高いと考えている。

あなた方は2016年3月1日の「吉田南一号館封鎖事件逮捕」のとき、「封鎖」を「到底一般社会では許されない犯罪行為」と断定し、警察の捜査に協力する旨を表明したが、今回の逮捕容疑についても「到底一般社会では許されない犯罪行為」と断定しているのか？ また本件について警察の捜査に協力する意向があるならばその理由は何か？

以上質問する。

今後の参考のために、回答できない場合はその理由を示されたい。

【回答】（回答日：2017年11月7日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

大学の自治は治外法権を含意せず、学内において「到底一般社会では許されない犯罪行為」を行った者には、刑事司法として対処がなされるべきであることは、『「大学の自治」について』への回答（2016年7月11日付）に述べたとおりです。